

《課題事項》災害時の議会 BCP の再構築について（資料提供：議長）

西宮市議会における災害発生時の対応要領

■論点 0：名称（この後は、仮で「議会 BCP」と記載する）

（仮 1）西宮市議会における災害時業務継続計画（BCP）

（仮 2）西宮市議会 BCP（業務継続計画）

・「BCP」の文言を入れるか否か

（趣旨）

第 1 条 この要領は、西宮市において地震等の災害が発生したときに、西宮市議会が西宮市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

■論点①：議会 BCP が対象とする災害の具体的規模の想定

・地震（震度 6 弱以上（木造家屋が倒壊する恐れあり）、兵庫県瀬戸内海沿岸部に津波警報以上が発令された場合。自動的に計画に沿って行動するものとする）

・風水害（2 級河川の氾濫、家屋を巻き込むなど人命にかかわる土砂崩れ、など具体的に想定）

・その他（有事、大規模テロ、大規模火災、パンデミックの発生など。想定・災害の具体的な定義が難しく、議長の判断を要する。この項目については、必要性についても検討が必要）

（参考）市で策定中の BCP(市 BCP)での想定（H29 年 11 月現在）

①西宮市危機管理計画に定める危機レベルの設定のうち、「レベル 3（甚大な規模の危機）」（3 段階中の最高レベル）の定義。

②風水害では水防指令第 3 号、地震等（風水害を除く）では防災指令第 3 号の発令基準に相当する（大規模な風水害、市内で震度 6 強以上の地震など）。

（本部の設置）

第 2 条 西宮市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により市対策本部が設置された場合、これに協力するため、西宮市議会内に西宮市議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）を設置することができる。

2 議長は、本部を設置したときには、速やかに議員及び関係者にこれを周知するものとする。

■論点②：議会棟が倒壊した場合の対応

- ・代替え庁舎については優先順位に応じて市管財部が用意することとなっている。
- ・発災直後、議会棟が使用不能になった場合、事務局職員の参集場所を指示する規定（議長判断、もしくは、議会事務局長判断）
- ・議会開会中に発災し、議場が使用不能となった場合、どうするのかを検討する

（本部の構成）

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を統括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。
- 3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 本部役員は、各会派の代表をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の事務に従事する。
- 5 本部員は、本部長、副本部長及び本部役員を除くすべての議員をもって充て、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

■論点③：議長・副議長に事故があった場合、連絡の取れない議員が生じた場合の対応

「西宮市議会における災害発生時の対応要領」（以下「対応要領」という）によると、議長に事故があったときは、副議長が職務を代理することになっている。

- ・（仮）副議長に事故があった場合は、議会運営委員会委員長、同副委員長、総務常任委員会委員長、同副委員長、建設常任委員会委員長、同副委員長の順に代理する。
- ・本部役員にあたるべき議員に連絡が取れない場合の代理の順番を決めておく。

（検討）

- ・無所属議員の災害時の連絡役の代表者を規定しておく必要はないか。

（本部の任務）

第4条 本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 本部員の安否等の確認を行うこと。
- (2) 市対策本部から災害情報の報告を受け、各本部員に情報提供を行うこと。
- (3) 本部員からの情報を把握し、必要に応じて市対策本部に提供すること。
- (4) 必要に応じて被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (5) 必要に応じて国・県等への要望を行うこと。
- (6) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

■論点④：発災からの時間経過で段階に分け、それぞれの段階での議会、議員の具体的な任務の内容について取り決める。

- ・（仮）発災から２日目までを初動期、発災後３日目から７日目までを中期、発災後８日目から１か月までを後期とする。
- ・閉会中、開会中、休日、平日でも開庁閉庁の時間帯ごとに、行動マニュアルが必要。

○事務局員の対応⇒規定しておく必要があるか否か検討

- ・事務局の動きは、市で策定中のBCP(市BCPと称する)での想定(H29年11月現在)では、発災後３日までは市民の生命に関する業務を最優先する。
- ・「地域防災計画」により、参集した事務局職員の内、連絡・待機要員を除き、市本部の指示により「人命救助隊」を編成し人命救助活動を実施(上甲子園・芦原平木・瓦木)することとなっている。
- ・議員の安否確認／「本部」の設置、会議開催のために必要な事務を担う。

○議会の対応

ア．初動期（各地域での救助活動等市民の生命に関わる業務を重視）

- ・１日目は、議員の安否確認を行う。
- ・２日目までに本部長、副本部長対象者は参集し、「本部」の設置準備を行う。
- ・本部役員、本部員は、各地域での救助活動に携わる。

イ．中期（被害に関して、被災現場及び市との情報共有を重視）

- ・３日目までに、正副議長、各派代表者（本部長、副本部長、本部役員）は参集する。
- ・議会棟が使用不能な場合、参集する場所は本部長が指定する。
- ・安否・被害状況の概要を報告する。
- ・本部役員は、本部員に必要事項を連絡し、その後の連絡役となる。
- ・定期的に本部会議を開催する。
- ・本部長・副本部長は、市からの情報の提供を受けるための調整を実施する。
- ・本部長、副本部長も被災地及び避難所等における活動に協力できるよう役割分担する。
- ・被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて「本部」へ報告する。
- ・本部員から直接市に要望等の連絡をせず、本部を通じて市に伝えるよう努める。
- ・被災地及び避難所等における活動に協力する。
- ・共有された情報に基づき、被災者に対する相談及び助言を行う。

ウ．後期

- ・被害状況をまとめる。
- ・本会議、委員会を開催し、予算審議など必要な措置を講じる。
- ・必要に応じて、国・県への要望活動を進める。

(本部員の対応)

第5条 本部員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所または連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 本部より情報の提供を受けること。
- (3) 被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて本部へ報告すること。
- (4) 被災地及び避難所等における活動に協力すること。
- (5) 被災者に対する相談及び助言を行うこと。

■論点⑤：議員の役割

- ・議員が自治会長や消防団、消防分団、自主防災会の役職に就いていることも想定される。
- ・議会（議員）としての活動が求められるときは、他の役職の業務と競合する場合も、議会としての業務を最優先すること。
- ・議員としての業務を最優先できるよう、平常時より備えておくこと。

(市対策本部への要請等)

第6条 市の災害対策活動に対する市対策本部への要請及び提言については、緊急の措置を除き、本部長を通じて行う。

(市対策本部との協議)

第7条 市対策本部から本部としての判断を求められた場合は、本部長及び副本部長等が協議の上、対処するものとする。

■論点⑥：議会の役割

- ・(仮)迅速、効果的に復旧・復興を進めるための予算措置や住民の声を伝える機会として、市当局と協議を行うための場は本部とし、後期には、迅速に委員会を開催するよう正副委員長は役割を果たさなければならない。
- ・現行の「対応要領」では、市対策本部から「本部」としての判断を求められたときは本部長、副本部長等が協議の上対応することとなっている。
- ・現行の「対応要領」では、市の災害対策活動に市対策本部への要請及び提言については、緊急の措置を除き、本部長を通じて行うこととなっている。

(本部員の参集)

第8条 本部長、副本部長及び本部役員は、その協議により本部員の参集を求めることができる。

■論点⑦：連絡手段が絶たれた場合の対応

- ・（仮）[安否確認等の連絡手段として情報端末（タブレット、スマートフォン）や電話が使用できなくなった場合は、災害発生後 12 時間以内に、本部長、副本部長、議会事務局担当職員は議会棟に参集すること。
- ・議会棟が使用できない状況にある場合は、仮の連絡場所として、議会对応用テントを六湛寺公園に設置すること。
- ・（仮）本部員は、3 日目の 10 時までに六湛寺公園付近に設置された議会对応用テントに安否を知らせよう努める。

（議会事務局の対応）

第 9 条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、本部への情報提供を行う。
- （2） 事務局員は、本部の業務に従事する。

（その他）

第 10 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

付 則

この要領は、平成 24 年 9 月 28 日から実施する。

★検討会議で意見が出たものの以外で検討を要する項目

■BCP の目的（策定にあたっての考え方）の明示

- ・「二代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図るため」という災害時の議会の役割を表記しなくてよい。
- ・「必要となる組織体制や議員の行動基準などを定めたものである」ことの表記は必要ない。

■議会の役割・議員の役割の明記

- ・市の役割に対する議会の役割は？
- ・議員が取るべき行動基準は？

■行動マニュアルの策定

- ・詳細については、行動マニュアルを策定する必要はないか？